

所沢小児科医会会則

第1条 総則

本会は所沢小児科医会と称し、事務局を総務担当幹事の医療機関内に置く。

第2条 会員および目的

本会は所沢市、およびその関連地域において小児の保健・医療に従事し、またはこれに関心を有する医師をもって構成し、小児医学知識の普及と小児保健・医療・福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

第3条 事業

本会は目的達成のため下記の事業を行う。

1. 会員の生涯教育に関すること。
2. 会内外への小児医学、医療にかんする知識・情報の普及に関すること。
3. 所沢市医師会、日本小児科学会埼玉地方会、埼玉県小児科医会など、目的を同じくする諸団体との協力、提携に関すること。
4. 小児の保健、医療、福祉に関係する他の職種の団体との協力・提携に関すること。
5. 小児の保健、医療、福祉の向上・発展を願う一般市民・患者家族との協力・連携に関すること。
6. その他目的達成に必要な諸事業。

第4条 役員

本会の円滑な運営のために下記の役員を置く

1. 会長1名
会長は本会を代表し、また定例、および臨時の総会、役員会を開催する。
2. 副会長3名
会長を補佐し、幹事を支援する。
3. 幹事若干名
総務担当は、会員の入会、退会の管理、名簿作成、会員への各種連絡、事業報告・計画のどの文書作成などを行う。
会計担当は、会費、各種費用、その他の入金、出金の管理、年間の収入・支出の報告書作成を行う。
学術担当は、講演会などの各種事業を計画、実行する。
監事は、会計報告書を監査し報告する。
4. 顧問：会長経験者、あるいは適任者を役員会で推挙し、総会で承認を受ける。
5. 名誉会員：80歳以上に達した会員、および診療所を閉院、あるいは勤務医を定年で退職した会員は名誉会員として会費を免除する。
6. 役員を選出：会長、副会長は役員会で互選し、総会で承認を受ける。幹事は役員会で会員のなかから適任者を選任し、総会で承認を受ける。
7. 任期：任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 会議

本会の円滑な運営と目的達成のために下記の会議、および事業を行う。

1. 定例総会

毎年1月に開催し、会長名で会員に通知する。事業報告・計画、会計報告・計画、役員改選などの協議、承認を行う。会の成立には会長、副会長の1名、役員の過半数を含めた10医療機関以上の会員の出席で成立し、出席者の過半数で議決される。

2. 定例役員会

毎年12月に開催し、定例総会に提出する議題の審議、およびその他の関連事項の報告、協議を行う。会は会長、副会長1名以上、幹事の過半数をもって成立する。決議は全会一致で行う。

3. 臨時総会、臨時役員会

会長は必要に応じて臨時総会、臨時役員会を招集することができる。会の成立は定例会に準じる。

4. 例会

1月、8月、12月を除く、原則として毎月第4火曜日を例会開催日として、学術講演会、症例検討会、報告会、勉強会などを開催する。

5. 特別講演会

各種団体と共催で特別講演会を開催できる。

6. 協議会、懇談会

会長、副会長の承認のもとに各種団体との協議会、懇談会を開くことができる。

第6条 会費

金額は別途細則で決定し、年1回徴収する。また、細則の変更は役員の1/2以上の参加する会議（ウェブ含む）で決定する。

第7条 慶弔規定

原則として現会員、名誉会員が死去した場合、会から香典を送る。金額、その他の対応については会長、副会長の裁量に委ねる。

付則 本会則は平成15年1月28日から実施する。

平成17年1月25日の総会で第6条を改正。

令和3年12月21日の役員会で第4条、第6条を改正。

細則 会費

開業医（診療所開設者）は年5千円、勤務医は2千円とし、防衛医科大学校小児科に所属するものは一括して年2万円、西埼玉国立中央病院小児科は3千円、所沢市市民医療センター小児科は3千円とする。